お客様各位

2026年11月
野村證券株式会社

「金融商品取引所に上場されている有価証券や国内外の債券のお取引に関する説明書（契約締結前交付書面）（個人のお客様用）」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて、早速ではございますが、個人向け国債の法人等への販売対象拡大に伴い、2026年12月1日より「金融商品取引所に上場されている有価証券や国内外の債券のお取引に関する説明書（契約締結前交付書面）（個人のお客様用）」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

（下線部変更）

新	旧
2．個人向け国債のお取引 〇個人向け国債（２０２７年１月以降に発行される個人向け国債（商品名：個人向け国債プラス）を含みます。以下同じです。）のお取引は、主に募集等の方法によって行われます。 **譲渡の制限** ・　個人向け国債は、２０２６年１２月までの発行分については個人のみ、２０２７年１月以降の発行分については個人又は法人その他の団体（有価証券についての取引につき、金融商品取引法上、特定投資家として取り扱われる者（以下「特定投資家」といいます。）を除き、以下「法人等」といいます。）のみ保有可能であり、個人から個人への譲渡のみが認められております。 ・　個人向け国債は、発行から１年間、原則として中途換金はできません（以下「中途換金制限」といいます。）。なお、保有者がお亡くなりになった場合、法人等が解散した場合、又は災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助が行われる自然災害により被害を受けられた場合は、中途換金制限にかかわらず、発行から１年以内であっても中途換金が可能です。 ・　個人向け国債を保有する法人等が特定投資家に該当することとなった場合や、特定投資家が個人向け国債を保有する法人等との合併等により個人向け国債を保有することとなった場合等には、中途換金制限にかかわらず、速やかに中途換金を行っていただくことになります。	**2．個人向け国債のお取引** 〇個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法によって行われます。 **譲渡の制限** （新設） ・　個人向け国債は、発行から１年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から１年以内であっても中途換金が可能です。 ・　個人向け国債は、原則として、個人の方のみが保有できるものであり、個人以外への譲渡は認められません。

以上